

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (0823)72-3030 (午前9時～午後6時まで)

管理者 山口 幸雄

担当者 山口 幸雄 ・ 新名谷 圭子

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名	医療法人社団有信会
代表者名	理事長 岡田 雅晴
本社所在地	呉市郷原町2379番地の42

(2) 利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所

事業所名	「呉記念」居宅介護支援事業所
介護保険指定番号	3470500111
所在地	呉市阿賀北三丁目4-11
連絡先	呉記念クリニック
	Tel (0823)72-3030 Fax (0823)71-6030 ※木曜日・土曜日の 12:00 以降は電話受付が終了となります
サービスを提供する地域	呉市内全域(川尻町, 安浦町, 音戸町, 倉橋町, 蒲刈町, 下蒲刈町, 豊浜町, 豊町は除く)

(3) 事業の目的及び運営方針

《事業の目的》

居宅において、要介護状態にある対象者に対し、適切な居宅介護支援を提供すること。

《運営方針》

事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

事業所の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、呉市、呉市地域包括支援センター、呉市地域相談センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めるものとする。

(4) 同事業所の職員体制

	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	1 名		1 名
介護支援専門員	2 名		2 名

(5) 営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日(12/30～1/3, 8/14～8/16を除く)
営 業 時 間	9:00～18:00 ※木曜日・土曜日の 12:00 以降は電話受付が終了となります

3. 居宅介護支援の内容

- ① 要介護認定等の申請などについて、代行等の必要な協力・援助
- ② 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- ③ 指定居宅サービス事業者や関係機関等との連絡調整
居宅サービス計画(ケアプラン)に位置付けた個別サービス計画の提出を求めます。
- ④ 居宅サービス計画(ケアプラン)の実施状況の把握、評価
- ⑤ 利用者状況の把握
- ⑥ 給付管理
- ⑦ 相談業務

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市区町の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費(要介護1～2)	10,860円／1月
居宅介護支援費(要介護3～5)	14,110円／1月
初回加算	3,000円／1月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円／1月
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円／1月
退院・退所加算(1)イ	4,500円／1回
退院・退所加算(1)ロ	6,000円／1回
退院・退所加算(2)イ	6,000円／1回
退院・退所加算(2)ロ	7,500円／1回
退院・退所加算(3)	9,000円／1回

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円／1回
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円／1月
通院時情報連携加算	500円／1月

(2) 交通費

前記2の(2)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

(4) その他

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。

お支払いは、直接事業所窓口をお願いいたします。

5. サービス内容に関する苦情

① 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業者の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当:当事業所担当者 (山口 幸雄)

電話:(0823)72-3030 月～土 午前9時～午後6時 (日・祝日除く)

② その他

当事業所以外に、市区町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア) 行政機関:呉市介護保険課

電話:(0823)25-2626 月～金 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日除く)

イ) 広島県国民健康保険団体連合会(介護保険課)

電話:(082)545-0011

6. 事故発生時の対応

事故等が発生した場合には、速やかに呉市、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、記録をとり法人内で緊急協議し、再発防止に努めます。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

7. 病院または診療所（以下、医療機関）との連携にかかわる説明事項

- ① 利用者が医療機関に入院する必要がある場合、介護支援専門員は、その後の適切な退院支援がおこなわれるよう、必要な医療機関との情報連携を行う。利用者または家族においては、本人が医療機関への入院が必要となった場合、医療機関側に「担当の介護支援専門員の氏名」及び「連絡先（事業所名と電話番号）」をお知らせください。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス事業所から利用者にかかわる情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者にかかわる口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活状況にかかわる情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供することがあります。
- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護や通所リハビリ等の医療サービスの利用を希望した場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師の意見を求めることとする。この場合において、介護支援専門員は作成した該当のサービス計画書を主治の医師または歯科医師に交付します。

8. ハラスメント対策

適切な介護支援の提供を確保する視点から、ハラスメントを防止するための方針の明確化など必要な措置を講じています。また、従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントなどの状況により支援の中断、契約解除を行う場合があります。

《サービス利用にあたっての禁止事項について》

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行いSNS等に掲載すること。

9. 虐待・身体拘束の防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 虐待防止検討委員長	管理者 山口 幸雄
--------------------------	-----------

- (2) 虐待防止に係る委員会を定期的に開催しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
- (6) 身体拘束について以下を規程します。
 - ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

【虐待通報（相談）窓口】

通報（相談）窓口	連絡先
呉市重層的支援推進室	0823-25-5715
呉市中央地域包括支援センター	0823-20-6307
呉市東部地域包括支援センター	0823-76-3333

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は感染症の予防及びまん延防止指針を整備し、感染予防などのために必要な措置を講じる。感染予防などの対策を検討する委員会を概ね6月に1回開催し、その内容について従業者に周知徹底を図る。

従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

11. 事業継続計画の策定などについて

事業所は業務継続計画を策定し、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する介護支援の提供を継続的に実施もしくは非常時の体制において早期の業務再開を図るよう必要な措置を講じる。

従業者に対して事業継続計画について周知徹底を図り、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

12. サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

13. その他

- (1) 事前に居宅介護支援事業者を通じて調整を行わずに居宅サービス計画（ケアプラン）外のサービスを受けた場合には、当事業所にその旨連絡してください。
- (2) 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行った場合（新規申請、区分変更申請、種類変更（サービスの種類指定変更申請））、各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取

得または喪失した場合については、速やかに当事業所に連絡してください。

- (3) 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画(ケアプラン)と異なることとなる場合には、当事業所にその旨を連絡してください。
- (4) 事業者への上記の連絡を行わなかった場合は、法定代理受領の取扱いができずに利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになるのでご注意ください。
- (5) 第三者評価は実施していません。
- (6) 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- (7) 呉市条例に従い完結する記録の保存は2年間とします。

14. 重要事項の説明年月日

この重要事項の説明年月日

令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 4 条の規定に基づき、利用者に対する説明を行いました。

《事業者》

所在地	呉市阿賀北 3 丁目 4-11
法人名	医療法人社団有信会
代表者名	理事長 岡田 雅 晴
事業所名	「呉記念」居宅介護支援事業所
説明者氏名	

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

《利用者》

住 所	TEL
氏 名	

《代理人》

住 所	TEL
氏 名	